

施行者（第一市街地整備事務所）からのお願い

◆ 土地の権利が変動した場合は、速やかに届け出をしてください。

次のような場合は、施行者に届け出をしてください。

- 1 施行者に借地権などを申告していない場合又は新たにそれらの権利を設定した場合
- 2 施行者にすでに申告してある借地権などに変動（移転・変更・消滅）又は住所、氏名に変更があった場合
この届け出をしないと、仮換地指定や換地処分が受けられないなどの支障が生じることもありますので、忘れずに届け出をしてください。

また、土地の売買等による所有権の移転又は住所、氏名に変更があった場合、登記全部事項証明（登記簿謄本）の写しの提出をお願いします。

◆ 土地を分筆する場合は、施行者に相談してください。

土地を分筆されますと、すでに決定している換地設計を変更する必要があります。

また、分筆の仕方によっては、予定された換地の形状、地積とはならない場合があります。従前の土地を分割しようとする場合や、換地の分割を希望される場合は、必ず事前にご相談ください。

◆ 地区内での建築行為等は、土地区画整理法第76条の許可が必要です。

次のような建築行為等は、東京都知事又は江東区長の許可を受けないと行うことができません。

- 1 建築物、その他の工作物の新築、改築もしくは増築
- 2 盛土、切土、埋め立て等による土地の形質の変更
- 3 移動の容易でない物件の設置もしくはたき積

これらの制限は、事業を円滑に進めるため、事業の障害となる行為を抑制する必要から定められたものです。

事業についての窓口

土地区画整理についてのご不明な点やご相談は、下記にお問い合わせください。

東京都第一市街地整備事務所			
★建築行為等を行う場合の許可申請に関すること ★土地の分筆に関すること ★権利変動の届出に関すること ★工事監督に関すること ★事業全般に関すること	臨海部地区事務所 (有明北)		TEL 03 (3528) 4881
★審議会に関すること	管 理 課	調査清算担当	TEL 03 (3534) 3405
★事業計画に関すること ★建築行為等を行う場合の許可申請に関すること	事 業 課	臨 海 部 事 業 担 当	TEL 03 (3534) 3421
★換地に関すること ★土地の分筆に関すること ★権利変動の届出に関すること		臨 海 部 換 地 担 当	TEL 03 (3534) 3423
★工事に関すること	工 事 課	工 務 担 当	TEL 03 (3534) 3442

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

海に臨む新しいまち

ありきた

登録番号 (30) 5

平成30年10月16日 おしらせNo. 22

発行 東京都第一市街地整備事務所

〒104-0054 中央区勝どき1-7-3

電話 03 (3534) 3405

第一市街地整備事務所ホームページ

<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/daiichiseibi/index.html>



有明北地区から都心を臨む (平成29年12月撮影)

ごあいさつ

東京都第一市街地整備事務所長 佐藤 賢治

早涼の候、皆さま方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

私こと、本年4月1日付で着任いたしました。

有明北地区の土地区画整理事業に関しましては、平成11年の事業化以来、審議会委員の皆さま、そして、地区の方々に多大なるご協力を頂いているおかげもあり、着実に進んでいるところでございます。

現在は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会前に当事業を完了させるとの思いから、鋭意、換地処分に向けた事務手続きを進めております。

事業の完了までにはもう少しお時間を頂戴したいと考えておりますが、当地区の活性化、交通の円滑化など、まちづくりに携わらせて頂いたことに職員一同感謝を致すとともに、引き続き最後まで全力で事業の推進に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

換地計画の縦覧について

土地区画整理事業の最終的な手続きであります「換地処分」を行う為に、換地処分後の土地の位置、形状、地積及び清算金の額などを定めた「換地計画」の内容をみなさまにご覧いただきます。

換地計画の縦覧は、以下のとおり実施します。

換地計画の縦覧

日時：平成30年10月30日（火）から11月12日（月）

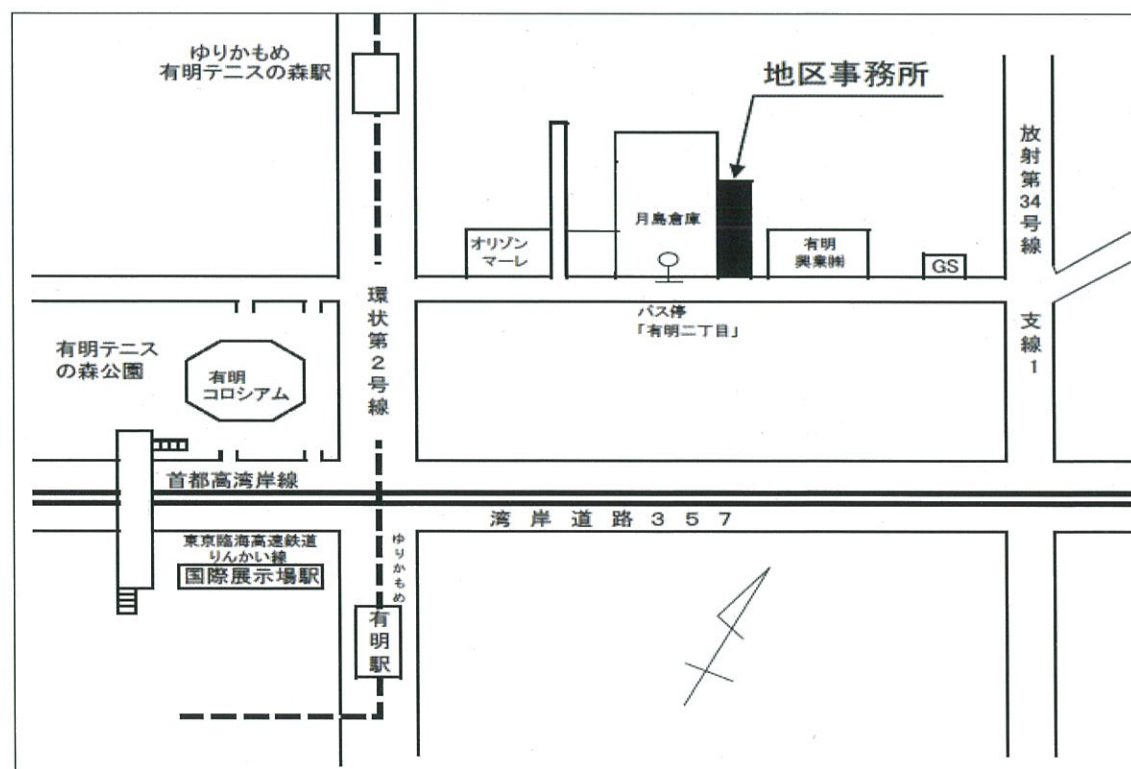
午前9時から午後5時（土・日曜日も実施しています）

会場：臨海部地区事務所（有明北） 会議室（下図参照）

※換地計画に意見のある方は、縦覧期間中に施行者（東京都）に意見書を提出することができます。

※来場には、公共交通機関をご利用ください。

縦覧会場の案内図



所在地 江東区有明1-2

電話番号 03(3528)4881

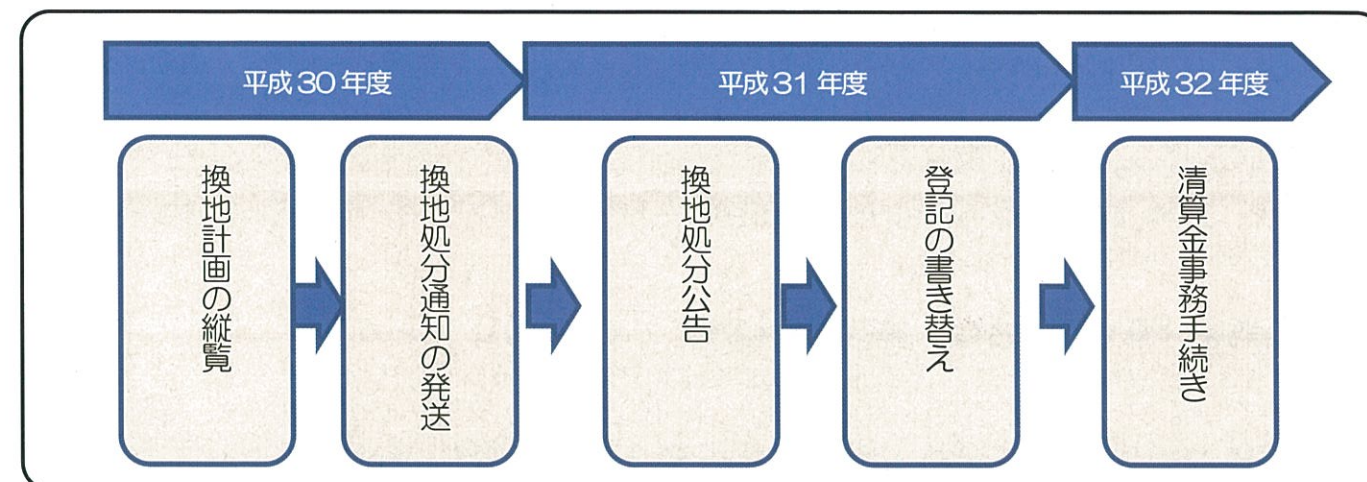
交通機関 都バス「有明二丁目」停留所下車 徒歩1分

りんかい線 国際展示場駅下車 徒歩15分

新交通ゆりかもめ 有明テニスの森駅下車 徒歩8分

事業完了に向けた手続きの流れ

事業完了に向けて、今後、下図のようなスケジュールで手続きを進めていく予定です。引き続き、権利者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



- 「換地処分公告」（平成31年夏頃）がなされると、土地登記簿の所在、地番、地積についての登記の書き替えは、東京都が法務局に嘱託して行います。

※地番とは土地ごとに与えられるもので、住居表示とは異なります。

郵便物等に記載する住所は、現在のものをそのままお使いください。

※換地処分後の土地の地番は予定であり、変更することがあります。

- 「清算金」とは、従前の土地に見合うように定めた換地に生じる過不足を金銭により調整する仕組みのことで、清算金は換地処分公告日の翌日をもって確定します。

したがって、換地処分公告日までに所有権移転があれば、新所有者の方が対象となります。

工事のお知らせ

道路や下水道を将来管理者（建設局及び下水道局）に引継ぐために、上記箇所において補修工事を行う予定です。工事期間中は、皆様にご不便をおかけする場合もございますが、ご協力のほどお願いいたします。

